

農業次世代人材投資事業実施要領

平成24年8月21日 担い手第691号制定

第1 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年の新規就農者及び経営継承者（以下「青年就農者」という。）を大幅に増加させる必要がある。

新規就農や経営継承をするに当たっては、就農準備期間や就農直後の所得の確保等が課題となっていることから、本県の就農前後の青年新規就農者に対する資金を交付し、青年就農者の増大を図る。

なお、本事業の実施にあたっては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、農業次世代人材投資事業等交付要綱（平成24年8月21日担い手第691号制定。以下「交付要綱」という。）及び本要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付する。

なお、令和4年度以降は、令和3年度までに本事業で採択された交付対象者に資金を交付し、新たな交付対象者の採択は行わないものとする。

第3 事業の種類

1 準備型

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して資金を交付する事業

2 経営開始型

次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、資金を交付する事業

3 推進事業

県及び市町村等が実施する資金の交付等に係る推進事務を行う事業

4 経営発展支援金事業

経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するための支援金を交付する事業

第4 交付主体

国実施要綱別記1の第4で規定する交付主体を以下のとおりとする。

- 1 準備型
千葉県又は市町村
- 2 経営開始型
市町村
- 3 経営発展支援金事業
市町村

第5 農業次世代人材投資資金の交付要件等

- 1 準備型
この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領（以下「旧要領」という。）の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。
- 2 経営開始型
旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

第6 交付対象者の手続

- 1 準備型
旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。
- 2 経営開始型
旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

第7 交付主体の手続等

- 1 準備型
旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。
ただし、旧要領の第7の1の（6）のアの（イ）については、「国実施要綱の別記2農の雇用事業の第6の6、新規就農実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業の第6の5、新規就農実施要綱の別記2雇用就農者実践研修

支援事業の第6の4、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記3雇用就農資金第6の6による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。」を適用するものとする。

2 経営開始型

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

第8 事業計画等

1 事業計画の作成

（1）都道府県農業次世代人材投資事業計画又は都道府県新規就農促進研修支援事業計画の作成

知事は、準備型、経営開始型及び経営発展支援金の交付を行うときは、都道府県農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第21号）を作成し、関東農政局長の承認を得る。

（2）市町村農業次世代人材投資事業計画の作成

市町村長は、市町村農業次世代人材投資事業計画（別紙様式第22号）を作成し、知事の承認を得る。

（3）計画の軽微な変更

（2）の事業計画について以下の項目につき変更を行う場合は、準備型、経営開始型又は経営発展支援金については市町村農業次世代人材投資事業計画（計画変更）（別紙様式第23号）を作成し、知事の承認を得る。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 資金の事業計画における資金総額の増又は30%を超える減

ウ 経営発展支援金の事業計画における資金総額の増又は30%を超える減

エ 推進事業費の増加

2 事業の着手

（1）市町村が交付主体となる事業については、原則として千葉県補助金等交付規則（昭和32年9月20日規則第53号）第4条の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

（2）やむを得ない事情により、交付決定前に事業を実施する必要がある場合は、1の事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した農業次世代人材投資事業交付決定前着手届（別紙様式第24号）を知事に提出するものとする。

（3）（2）により交付決定前に事業に着手する場合、市町村長は、資金の交付が確実となってから着手するものとする。市町村長は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

3 事業実績報告の作成

(1) 都道府県農業次世代人材投資事業実績報告の作成

知事は、準備型、経営開始型及び経営発展支援金の交付を行ったときは、都道府県農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第 21 号）を作成し、事業実施年度の翌年度の 9 月末までに関東農政局に報告する。

(2) 市町村農業次世代人材投資事業実績報告の作成

市町村長は、市町村農業次世代人材投資事業実績報告（別紙様式第 25 号）を作成し、事業実施年度の翌年度の 8 月末までに知事に報告する。

第 9 推進事業

資金の交付事業を推進するため、交付主体は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、交付主体の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 資金の交付事業の実施に関する事務
- 2 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

第 10 経営発展支援金事業

旧要領の規定に基づき実施している事業に対しては、なお従前の例を適用するものとする。

第 11 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、県、市町村、県農業経営・就農支援センター（基盤強化法第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターをいう。）、県農地中間管理機構、県農業会議、農業協同組合、農業委員会、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

第 12 書類の提出

この要領に基づく書類の提出は、次によるものとする。

- 1 準備型の交付対象者にあつては、旧要領の第 6 の 1 の（10）を申請窓口とする。

なお、交付主体が千葉県交付対象者（農業大学校で研修を受ける者を除く。）は、研修地を管轄する県農業事務所を提出の窓口とするものとする。農業大学校で研修を受ける者にあつては、農業大学校を提出の窓口とする。ただし、旧要領の第 6 の 1 の（7）の報告については、就農地又は就農予定地が県内の場合は、就

農地又は就農予定地を管轄する県農業事務所を提出の窓口とし、就農地又は就農予定地が県外の場合は、県農林水産部担い手支援課を提出の窓口とする。

- 2 開始型交付対象者にあつては、旧要領の第6の2の(8)の申請窓口を提出の窓口とする。

なお、市町村が県に提出する書類は、正副2部を提出するものとする。

- 3 準備型、経営開始型、経営発展支援金又は推進事業を実施する市町村にあつては、所轄の県農業事務所を提出の窓口とする。

なお、市町村が県に提出する書類は、正副2部を提出するものとする。

第13 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 交付主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。

- 2 国、県及び市町村は、新規就農者の確保及び就農後の定着に成功した優良事例を収集・整理し、関係機関に提供するとともに、関係機関がこれらの事例を参考として新規就農者の確保及び定着に向けた取組を行うよう指導する。

- 3 国、県及び市町村は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、本事業に関係する機関及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

- 4 国は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表する。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

本実施要領は、平成24年度事業から適用する。

附 則

本実施要領は、平成24年9月20日から施行し、改正後の本要領の規定は、平成24年度事業から適用する。

附 則

本実施要領は、平成24年9月28日から施行し、改正後の本要領の規定は、

平成24年度事業から適用する。

附 則

- 1 本実施要領は、平成25年3月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要領を適用するものとする。
(1) 改正後の第7の1の(4)、2の(7)、3、第8の1の(2)のイ及び第9

附 則

- 1 本実施要領は、平成25年6月27日から施行する。
- 2 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、平成26年5月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、平成27年3月30日から施行する。なお、この通知による改正後の第5の2(2)ア、イは、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(平成27年2月3日付け改正)から適用するものとする。
- 2 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の要領第6の1(3)、第6の2(3)、第7の1(3)及び第7の2(3)については、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(平成27年2月3日付け改正)から適用するものとする。
- 3 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき給付を受けている者について、平成26年度補正予算により事業(経営開始型に限る。)を実施する場合は、実施要領第6の2(3)の規定にかかわらず、申請する対象期間の開始日前に申請をすることができるものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、平成28年4月19日から施行する。
- 2 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、平成29年5月1日から施行する。

- 2 この通知による改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。また、改正前の要領の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。
- 3 平成27年3月30日付け改正前の青年就農者確保・育成事業実施要領の規定に基づき給付を受けている者が、この通知の改正後に第5の2（2）アに規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同要領の同規定の適用を受けるものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、平成29年7月24日から施行する。

附 則

- 1 本実施要領は、平成29年9月4日から施行する。

附 則

- 1 本実施要領は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式第9－1号、別紙様式第9－1号－1、別紙様式第9－3号、別紙様式第16号の改正部分についてはこの通知による改正後を適用するものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、平成30年10月24日から施行する。

附 則

- 1 本実施要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第5の1の（3）のオ、第5の2の（3）のオ、第7の1の（4）、第7の2の（4）別紙様式第5号及び別紙様式第14号－1については、この通知による改正後の同要領を適用するものとする。
- 3 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第5の2（2）イに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、改正後の同要領の第5の2（1）アを適用するものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

- 1 本実施要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

る。ただし、改正後の第5の2の(1)のイの(ア)、第5の2の(2)のア、第6の1の(7)のア及びカ、第6の2の(6)のア及びエ、第7の2の(5)のアの(ウ)のc、第10、別紙様式第9-1号、別紙様式第9-1号-1、別紙様式第10号、別紙様式第13号、別紙様式第14号-1号、別紙様式第14号-4号、別紙様式第16号-1、別紙様式第16号-2、別紙様式第18号については、この通知による改正後の同要領を適用するものとする。

- 3 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業の規定に基づき交付を受けている者が、改正後に第5の1の(1)のイの(ア)に規定する研修機関等認定基準に基づき、研修先を変更する場合は、改正後の同要領の別記1第5の1の(1)のイの(ア)及び(ウ)、第7の1の(4)のウの(ウ)、別紙様式第1号の別添1及び別添6、別紙様式第4-1号、別紙様式第4-2号、別紙様式第5号を適用するものとする。

附 則

- 1 本実施要領は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月27日から施行し、令和3年度予算に係る資金から適用する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第3の3、第5の1の(4)のイ、第5の2の(1)のイの(ア)及びカ、第6の1の(6)のア、ウ及び(7)のア、第6の2の(5)のア及びウ、第7の1の(6)のア、第7の2の(5)、(12)のイ及びウ、第8の1及び3、第9並びに別紙様式第1号-1、別紙様式第2号、別紙様式第2号-1、別紙様式第3号-1、別紙様式第4号-1、別紙様式第4号-2、別紙様式第6号-1、別紙様式第7号-1、別紙様式第8号-1、別紙様式第9号、別紙様式第10号-1、別紙様式第11号-1、別紙様式第12号-1、別紙様式第13号-1、別紙様式第14号、別紙様式第15号-1、別紙様式第16号、別紙様式第17号、別紙様式第18号-1、別紙様式第19号から別紙様式第26号-1、別紙様式第27号-1、別紙様式第28号-1並びに改正前の別記1の第5の1の(1)のキ及び2の(1)のクについては、この限りでない。また、第6の1の手続きにおいて、なお従前の例により提出する書類については押印を省略できるものとする。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 本実施要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 旧要領の規定に基づき実施している事業に対する本実施要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第9及び別紙様式第21号から第23号まで及び第25号については、本実施要領を適用するものとする。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 本実施要領は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 旧要領の規定に基づき実施している事業に対する本実施要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第11、（別表）、別紙様式第21号から第23号まで及び第25号については、この通知による改正後の同要綱の規定を適用するものとする。
- 3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 本実施要領は、令和6年6月14日から施行する。
- 2 旧要領の規定に基づき実施している事業に対する本実施要領の適用については、なお従前の例によるものとする。
- 3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 本実施要領は、令和7年5月27日から施行する。
- 2 旧要領の規定に基づき実施している事業に対する本実施要領の適用については、なお従前の例によるものとする。
- 3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 本実施要領は、令和８年５月２２日から施行する。
- 2 旧要領の規定に基づき実施している事業に対する本実施要領の適用については、なお従前の例によるものとする。
- 3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別表)

推進事業費

区分	内容	注意点
謝金	事業を実施するために直接に必要なとする事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	根拠ある単価を設定のこと
旅費	事業を実施するために直接に必要な交付主体等の経費及び専門家等に支払う経費	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者及び農業経営・就農支援センター職員に対して支払う実働に応じた対価、県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価)、会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等	
委託費	本事業を他の者に委託するために必要な経費	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず交付主体等で具備すべき備品・物品等を購入又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

都道府県農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○県)

番 号
年 月 日

関東農政局長 様

千葉県知事 ○ ○ ○ ○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の(2)₍₁₎の規定に基づき承認を受けたいので₍₂₎、別添のとおり都道府県農業次世代人材投資事業計画（実績報告）（○年度○○県）を申請₍₃₎します。

※下線部（1）は、実績報告の場合は「5の（2）」とする

（2）は、実績報告の場合は不要。

（3）は、実績報告の場合は「報告」とする。

市町村農業次世代人材投資事業計画（○年度○○市町村）

番
年
月
日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長 ○○○○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（3）及び農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第8の1の（2）の規定に基づき承認を受けたいので、別添のとおり市町村農業次世代人材投資事業計画（○年度○○市町村）を申請します。

市町村農業次世代人材投資事業計画(変更計画)(○年度○○市町村)

番 年 月 号 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長 ○○○○

○○年○○月○○日付け担い手第○○号で承認及び内示のあった○○年度農業次世代人材投資事業に係る市町村農業次世代人材投資事業計画について、別添のとおり変更したいので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（5）及び農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第8の1の（3）の規定に基づき申請します。

※別添については別紙様式第22号に準ずる

※変更がある項目については、各項目の上段（ ）内に変更前、下段に変更後の数値・内容等を記載

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長
○ ○ ○ ○

農業次世代人材投資事業交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた資金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
		うち国費			

市町村農業次世代人材投資事業実績報告（○年度○○市町村）

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長 ○○○○

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の5の（3）及び農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号制定）第8の3の（2）の規定に基づき、別添のとおり市町村農業次世代人材投資事業実績報告（○年度○○市町村）を報告します。

※別添については別紙様式第22号に準ずる

※変更がある項目については、各項目の上段（ ）内に変更前、下段に変更後の数値・内容等を記載

都道府県農業次世代人材投資事業

- ☐ 事業計画
- ☐ 実績報告

事業実施年度 : 年度

都道府県名 :

交付主体(準備型) : 都道府県

育成センター (機関名:)

市町村 (市町村数:)

交付主体(経営開始型) : 市町村数:

第1 事業計画

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(1)準備型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年		1年未満	1年	1年超～ 2年未満	2年	2年超～ 3年	3年
新規採択者分														
継続者分														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)経営開始型

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数						交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年
新規採択者分														
うち夫婦														
継続者分														
うち夫婦														
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち夫婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)経営発展支援金

交付対象者数(人)	交付金額(円)

(4)資金合計

交付対象者数(人)	交付金額(円)
0	0

2 推進事業に関する計画(実績)

(1)推進事業費内訳

	推進事業費(円)
都道府県	0
市町村	
センター	
合計	0

(2)都道府県推進事業計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計(2の(1)の都道府県の推進事業費と同じ)		0

3 事業費合計

金額(円)
0

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績
(別紙)都道府県サポート計画に記載

2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況(実績報告時)

(1)交付対象者の中間評価の実績

	年度 対象者数(人)	割合
A評価		#DIV/0!
B評価		#DIV/0!
C評価		#DIV/0!

注:実績報告時に事業実施年度の管内市町村における中間評価結果を取りまとめて記入すること

(2)交付対象者の青年等就農計画等の達成状況

年度				
経営開始5年目終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	達成率	うち収入目標達成者数(人)	達成率
		#DIV/0!		#DIV/0!

注1:実績報告時に事業実施年度内の管内市町村における計画達成状況を記入すること

注2:「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること

注3:「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち農業次世代人材投資資金申請追加資料別添の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

第3 準備型の実施体制(都道府県等の体制)

1 事業実施スケジュール(募集、審査、採択・交付時期)、審査体制

スケジュール			新規採択の審査体制・審査方法	備考
新規採択	募集時期	(回/年)		
	審査時期	(回/年)		
	採択時期	(回/年)		
	交付時期	(回/年)		
継続	交付時期	(回/年)		

注:募集時期が複数回ある場合は全て記載すること

2 新規就農者等交流会の開催計画(実績)

開催回数	開催時期			内 容
回		年	月	
		年	月	

注:適宜行を追加して全ての開催内容を記入すること

3 認定研修機関及び交付主体(計画時予定含む)

研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名	研修機関名	研修運営主体分類(注2)	交付主体名

注1:「農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」に基づく認定研修機関を全て記載すること。
教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2:研修運営主体分類の欄には、プルダウンリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること。

第4 都道府県サポート計画(実績)(別紙)

注:新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。